

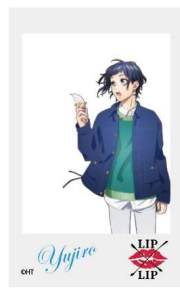
ヒロイン たるもの!



LIP×LIPと巡る出雲市周遊ツアー 国引きコースを巡るバスツアー

- ◎期日：2024年
5月4日(土・祝)
- ◎募集人員：40名
(最少催行人員20名)
- ◎旅行代金：
大人7,700円
- ◎申込金：5,000円
(旅行代金に充当します)
- ◎行程：日帰り企画

ツアー参加特典：
コラボタクシーアクリルスタンド・ポストカード・チェキ風カード2枚



行程	※バスガイド同行しません。添乗員同行します。(運行バス会社：出雲観光バス)				食事：朝×/昼×/夕×
JR出雲市駅(出発)	須佐神社(御参拝)	道の駅キララ多岐(ショッピング)			
10:00	10:30	10:50	11:30(自由昼食)	12:30	
日御碕神社(御参拝)			一畑薬師(御参拝)	万九千神社(御参拝)	JR出雲市駅(到着)
13:10			14:30	15:50	16:30
			17:00	17:30	17:45

国内旅行条件(要約) ※お申し込みの際は必ずご確認ください。詳しい旅行取引条件書は、別途お渡ししますのでお申し出下さい。

- 本旅行条件書の意義…
- 募集型企画旅行契約…(1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面がある場合にはそれも含みます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)
- 旅行のお申込みと契約の成立時期…(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として振り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。
- お申込み条件…健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- 旅行代金に含まれるもの…(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行する3人における添乗員経費(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を表示したものの、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- 旅行代金に含まれないもの…前項の(1)から(3)のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に明示いたします。(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)(2)空港施設使用料(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- 旅行契約内容の変更…当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。
- 旅行代金の額の変更…当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算して15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
- お客様の交替…お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。
- 取消料…(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)旅行代金か期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料とみなし、所定の取消料を収めます。

旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行出発日の前日から起算して20日前まで	旅行代金の20% (※日帰り旅行にあっては10日目)
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

《旅行主催・実施・申込》東京都知事登録旅行業第2-7745号 国際医橋株式会社

島根営業所 〒699-0722 島根県出雲市大社町北荒木854-3 出雲観光タクシー内

TEL: 0853-25-7201・FAX: 0853-53-6020 旅行業務取扱管理者 福島彰男

お申し込みは、お電話またはこちらのQRから



<https://med-bridge.tours/?event=liplipbustour>

《企画協力》 有限会社出雲観光タクシー

〒699-0722 島根県出雲市大社町北荒木854-3

TEL: 0853-53-6010 FAX: 0853-53-6020

《企画》 出雲市文化芸術振興実行委員会